

第七條業務ニ依ル傷病ニ付休業ヲ 帶スル場

合ハ日給金額ヲ支給スルコト

第八條業務上傷病ニ付不具療疾トナリタル者

又ハ業務ニ堪ハス辭職スル場合其時ノ

日給半ヶ年介ヲ慰謝金トシテ支給スルコト

但シ前項ノ事由ニ依ル場合ハ其ニ相当シ

タル吊慰金ヲ遺族ニ贈ルコト

第九條本人ノ尸籍謫本ニ記載シタル祖母

父母ハ七日間事ハ五日間兄弟姉妹

及子下ハ各三日間ノ忌引ヲ認ムルコト

但シ欠勤トセス且ツ皆勤賞與ニ別係

セサルコト  
以上九ヶ條ハ二月六日午後七時迄ニ回答セラレ

タキコト  
寺田 音吉 外五十七名

連署

以上

會社 御中

特別 第二四五五號

大正十二年二月九日

大政府知事井上孝哉



内務大臣 水野鍊太郎 殿

内務省 社會局長官 殿

警視總監 京都府兵庫縣知事 殿

大阪地方裁判所 檢事正 殿

牛代田木管株式會社ニ於ケル

帶働 爭議ニ関スル件

(第三報)

昨八日職ス八十三名ハ定刻(七時)出勤シタルモ

其後食堂内ニ寄り集團シ就業セザリシカ

一方會社側ニ於テハ黙過シ得サルヲ以テ一應

全職ニ對シ注意ヲ與ハ尚之ヲ繼續スルニ

於テハ休業其他適當ノ措置ヲ執ルコトニ

12年2月5日  
509号

シニ業